

## 高年齢雇用継続給付

### 雇用保険がシニアの給与の一部を負担

- 1 雇用保険の給付に、高年齢雇用継続給付という制度があります。リタイアしたときの賃金と最終就職した後の賃金が大きくかい離していたときに受け取る給付です
- 2 60歳の時点の賃金が、再就職後に75%未満に下落したときに給付を受けることができます。いわゆる“つなぎ年金”の公的なしくみと考えるのもよいでしょう
- 3 従業員を一度退職させて、再雇用する企業側にとっても、賃金負担が少なくなり、大きなメリットを得ることができます。問題は雇用保険の収支です

#### 高年齢雇用継続給付

雇用保険の一部に高年齢雇用継続給付という制度があります。この制度は、名前のとおり、高年齢(ちょっと失礼かなあ・・・)、つまり、シニアの人を対象にしたものです。

60歳時点の賃金から比較して75%未満になったときには、雇用保険の給付金が受け取れる仕組みになっています。再就職して大きく賃金下がったときに、雇用保険が一定まで補てんしてくれる制度です。

#### つなぎ年金

公的年金の支給年齢は、かつての60歳から、現在の65歳に段階的に引き上げられています。もし、退職時期が60歳であったら、年金を受け取ることができるようになるまでの間どのようにするのか、これがいわゆる“つなぎ年金”の問題です。

民間の年金保険で、60歳年金支払開始、年金は5年確定年金といった書品が販売されていますが、これもつなぎ年金の一種です。

高年齢雇用継続給付は、再就職や嘱託で仕事を続けるシニアの給与水準が引き下げられたときに、雇用保険という公的保険が提供する、一種のつなぎ年金ということになります。



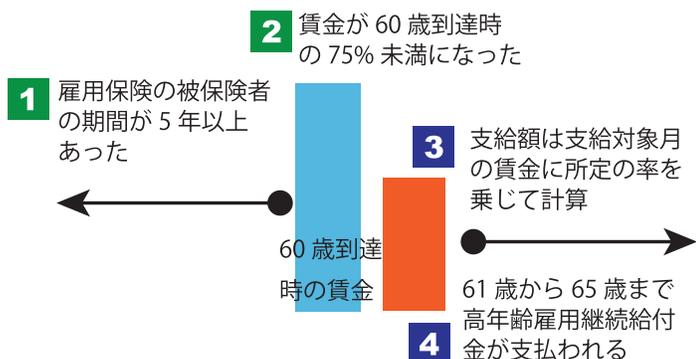
#### 企業側にもメリット

雇用保険が給与の一部を肩代わりしてくれるわけですから、企業側にはメリットしかありません。

公的年金の年金開始年齢の引き上げに備えて、定年延長や再雇用などを企業側に求めるだけなら、企業側の反発もありますが、一部を公的保険で補てんするわけですから、企業の負担増も抑えられるというしくみです。

雇用保険の収支が悪化してしまうと少し不安ですが・・・

#### 高年齢雇用継続給付



ライフプランに関する相談はお気軽に

**Barms**  
Corporation Co., Ltd.

発行元: バームスコポレーション(有)

神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301

tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268

✉ pinfo@barms.jp 🌐 <http://www.barms.jp>